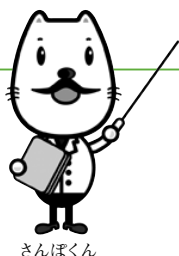


Q 歯科医師による健康診断の内容を教えてください

労働安全衛生法では、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務に従事する労働者に対し、歯科医師による健康診断の実施が義務づけられていますが、健康診断の内容を教えてください。

また、歯科医師の資格の他に産業歯科医などの特別な資格は必要ですか。



さんぼくん

A 現場での業務歴、仕事内容、健康状態などの問診を行います。

健康診断の内容は、むし歯や歯周疾患を診査するのではなく、問診が重要になります。

特に、現場での業務歴、仕事内容、健康状態等、口腔内の問題だけでなく、全身状態も大切になります。そして、歯牙酸蝕症が発症しやすい下顎前歯、口腔粘膜の診査を行い、随時変化をみるために、前歯部の写真撮影を行い（年に1度でもよい）、次回との比較に使用します。

健康管理だけでなく、作業場内の作業環境管理や作業管理の状況も大切な判断材料となりますので、職場巡視も行くとよいでしょう。

また、資格についてですが、歯科医師であれば、特別な資格は不要です(※)。

※産業歯科医とは労働安全衛生法に定められている産業医のなかで、特定の業務につく労働者の健康診断を担当する歯科医師のことをいいます。

事業場での口腔保健活動

厚生労働省の平成23年度の歯科疾患実態調査結果では、80歳で20本の歯を有する人の割合が38.3%になりましたが、働き盛りの40歳代から、急に歯周病やむし歯が進行し、歯を失う就労者も、まだまだ多

く見られます。特に歯周病は自覚症状が出にくく、気づかずに放置していると、最終的には歯が抜け落ちてしまう病気です。

歯周病やむし歯の原因は、①間食や夜食、②咀嚼力の低下（噛めない状態）、③喫煙、④疲労やストレス、睡眠不足などが挙げられています。

近年では、この歯周病が進行すると、歯周病菌が血流に乗って全身に運ばれ、糖尿病や動脈硬化、心筋梗塞などの病気を引き起こすことがわかっています。

歯周病やむし歯は、生活習慣病のひとつです。労働安全衛生法には規定されていませんが、職場でも定期的に口腔保健活動を実施し、定期健康診断結果の有所見率の改善、ストレスチェックのセルフケアに活用し、快適な職場づくりを実現しましょう。

